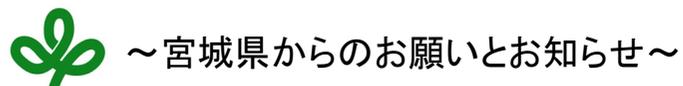


「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」が 平成30年9月から始まりました



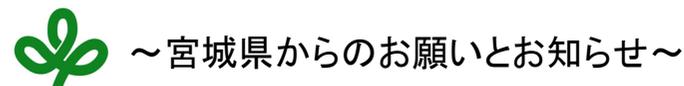
この施設の「車いす使用者優先区画」又は「ゆずりあい区画」は、宮城県が発行した利用証をお持ちの、歩行が困難な方のためにご利用いただくための駐車区画です。

利用証をお持ちの方は、車のルームミラーに吊り下げるなど、外から見えやすい位置に利用証を掲示していただきますようお願いいたします。

※ 歩行が困難な方で、利用証をお持ちでない方は裏面をご覧ください。

	車いす使用者優先区画	ゆずりあい区画
区画の表示		
利用証の種類		
	車いす使用者用	車いす使用者以外用

「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」が 平成30年9月から始まりました



この施設の「車いす使用者優先区画」又は「ゆずりあい区画」は、宮城県が発行した利用証をお持ちの、歩行が困難な方のためにご利用いただくための駐車区画です。

利用証をお持ちの方は、車のルームミラーに吊り下げるなど、外から見えやすい位置に利用証を掲示していただきますようお願いいたします。

※ 歩行が困難な方で、利用証をお持ちでない方は裏面をご覧ください。

	車いす使用者優先区画	ゆずりあい区画
区画の表示		
利用証の種類		
	車いす使用者用	車いす使用者以外用

利用証の交付対象者

裏面

対象者区分		交付要件	
身体障害者	視覚障害	4級以上	
	聴覚障害	3級以上	
	平衡機能障害	5級以上	
	肢体不自由	上肢	2級以上
		下肢	6級以上
		体幹	5級以上
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	2級以上
	内部障害	心臓機能障害	4級以上
		じん臓機能障害	4級以上
		呼吸器機能障害	4級以上
		ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上
		小腸機能障害	4級以上
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上
		肝臓機能障害	4級以上
		知的障害者	療育手帳「A」
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳「1級」	
	難病患者	特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	
	要介護認定を受けた者	要介護状態区分が「要介護1」以上	
妊産婦	妊娠7か月から産後1年 ※産後は乳児同乗の場合に限る		
けが人又は病気の者	一時的に移動の配慮が必要であることを確認できる者		

利用証の交付対象者

裏面

対象者区分		交付要件	
身体障害者	視覚障害	4級以上	
	聴覚障害	3級以上	
	平衡機能障害	5級以上	
	肢体不自由	上肢	2級以上
		下肢	6級以上
		体幹	5級以上
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	2級以上
	内部障害	心臓機能障害	4級以上
		じん臓機能障害	4級以上
		呼吸器機能障害	4級以上
		ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上
		小腸機能障害	4級以上
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上
		肝臓機能障害	4級以上
		知的障害者	療育手帳「A」
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳「1級」	
	難病患者	特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	
	要介護認定を受けた者	要介護状態区分が「要介護1」以上	
妊産婦	妊娠7か月から産後1年 ※産後は乳児同乗の場合に限る		
けが人又は病気の者	一時的に移動の配慮が必要であることを確認できる者		

<利用証 申請窓口>

県庁社会福祉課, 県保健福祉事務所(仙南, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 県保健福祉事務所地域事務所(栗原, 登米)

申請書は各窓口のほか, 県庁社会福祉課ホームページからもダウンロードできます。

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/parking.html>

<問い合わせ先>

宮城県保健福祉部社会福祉課地域福祉推進班
電話: 022-211-2519
【受付時間: 平日(月~金) 8:30~17:15】

<利用証 申請窓口>

県庁社会福祉課, 県保健福祉事務所(仙南, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 県保健福祉事務所地域事務所(栗原, 登米)

申請書は各窓口のほか, 県庁社会福祉課ホームページからもダウンロードできます。

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/parking.html>

<問い合わせ先>

宮城県保健福祉部社会福祉課地域福祉推進班
電話: 022-211-2519
【受付時間: 平日(月~金) 8:30~17:15】